

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和7年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
上越市三和西部スポーツハウス	上越市三和区下中 3335番地8	体育室	450.00	令和7年4月1日